



原対第 390 号

令和5年11月13日

日本原子力発電株式会社
常務取締役 東海事業本部長
坂佐井 豊 殿

茨城県防災・危機管理部長

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所における火災について（厳重注意）

貴所においては、昨年度の3件の火災に引き続き、今年7月には乾燥機制御盤の焦げ跡、10月には原子炉建屋内天井照明の焦げ跡といった火災が相次いで発生しております。

このような中、今月に入って既に2度にわたり火災が発生していることについては、県民の原子力事業所に対する信頼を大きく損ねるものとして誠に遺憾であり、ここに厳重に注意します。

貴所においては、昨年12月の県の厳重注意を受け、管理体制の実効的な改善や、新たな対応を導入したにもかかわらず、結果として所内の火災発生防止に至っていないことから、今般の事象個別の原因究明等のみならず、これまで発生した火災全体を踏まえた共通原因、間接的原因等、より深く徹底した原因究明及び再発防止対策の検討を行い、その結果について報告するよう求めます。

なお、報告いただいた内容については、茨城県原子力安全対策委員会等の場において専門家の意見も伺いながらその妥当性について確認してまいりますので、併せて御協力願います。